

『ケアマネジャー試験ワークブック 2021』
2021 年介護保険制度改正・介護報酬改定に伴う主な改正内容

本書発行後の介護保険制度・介護報酬の改正について、受験対策に必要なになると予想される主な事項を記載いたします。

【第 1 編 介護支援分野】

4 要介護認定・要支援認定 (24 頁～)

頁	行・改正箇所	改正内容
33	9 行目	・更新認定の有効期間について、最大 36 か月とされていたが、直前の要介護度・要支援度と同じ要介護度・要支援度と判定された場合は、48 か月まで延長できることになった。

9 利用者負担 (57 頁～)

頁	行・改正箇所	改正内容
60	「高額介護（介護予防）サービス費」表内	<p>・高額介護（介護予防）サービス費の所得区分・負担上限額（月額）が変更になった。</p> <p>○市町村民税課税世帯</p> <p style="padding-left: 20px;">年収 1,160 万円以上 140,100 円（世帯）</p> <p style="padding-left: 20px;">年収 770 万円以上 1,160 万円未満 93,000 円（世帯）</p> <p style="padding-left: 20px;">年収 770 万円未満 44,000 円（世帯）</p> <p>○市町村民税世帯非課税世帯</p> <p style="padding-left: 20px;">24,600 円（世帯）</p> <p style="padding-left: 40px;">*合計所得金額及び課税年金収入の合計が 80 万円以下の人</p> <p style="padding-left: 20px;">15,000 円（個人）</p> <p style="padding-left: 40px;">*高齢福祉年金の受給者 15,000 円（個人）</p> <p>○生活保護受給者</p> <p style="padding-left: 20px;">15,000 円（個人）</p>

12 保険財政と財政安定化基金等

頁	行・改正箇所	改正内容
89	「所得段階別低額保険料」表内	・第1号被保険者の所得段階別定額保険料について、対象者の基準所得金額が、第7段階は「120万円以上 210万円未満」、第8段階は「210万円以上 320万円未満」、第9段階は「320万円以上」となった。

19 居宅介護支援

頁	行・改正箇所	改正内容
145	「基本方針」表内	・居宅介護支援の基本方針について、以下のものが追加された。 ⑤利用者の人権の尊重、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。 ⑥指定居宅介護支援の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
150	22行目	・居宅介護支援の介護報酬について、「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」が削除され、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行った場合に加算される「通院時情報連携加算」などが追加された。

【第2編 保健医療サービスの知識等】

17 訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーション (288頁～)

18 通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション (295頁～)

頁	行・改正箇所	改正内容
290・ 299	290頁3行目、299頁8行目	・利用者の社会参加等を支援した場合の「社会参加支援加算」が改正され、指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合の「移行支援加算」となった。

19 通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション (295 頁～)

頁	行・改正箇所	改正内容
299	17 行目	・利用者の栄養状態の確認・情報提供をした場合の「栄養スクリーニング加算」が改正され、口腔の健康状態または栄養状態のスクリーニングを行った場合の「口腔・栄養スクリーニング加算」となった。

20 短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護 (301 頁～)

頁	行・改正箇所	改正内容
302	30 行目	・緊急短期入所受入加算について、サービスの利用開始日から7日を限度とされていたが、家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には、14日が限度となった。

21 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (305 頁～)

頁	行・改正箇所	改正内容
308	9 行目	・新たに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で専門的な認知症ケアを行った場合について、「認知症専門ケア加算」が算定された。

22 療養通所介護 (310 頁～)

頁	行・改正箇所	改正内容
311	1 行目	・介護報酬の報酬単価の設定が改正され、サービス提供時間の設定がなくなり、1月単位で設定された。

23 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) (312 頁～)

頁	行・改正箇所	改正内容
314	31 行目	・利用者の栄養状態の確認・情報提供をした場合の「栄養スクリーニング加算」が改正され、口腔の健康状態または栄養状態のスクリーニングを行った場合の「口腔・栄養スクリーニング加算」となった。

24 介護老人保健施設（316 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
317	「2. 介護保険施設の人員基準」表内	・人員基準の「栄養士」の項目が改正され、「栄養士または管理栄養士」となった。
319	「4. 介護老人保健施設のさまざまな形態」表内	・ユニット型の介護老人保健施設の概要について、ユニットごとの定員が「おおむね 10 人以下」とされていたのが改正され、「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」となった。
322	31 行目	・栄養・口腔ケアに関する加算が改正され、「栄養マネジメント加算」「低栄養リスク改善加算」「口腔衛生管理体制加算」が削除され、新たに、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合について、「栄養マネジメント強化加算」が算定されることになった。

25 介護医療院（325 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
326	「2. 介護医療院の人員基準」表内	・人員基準の「栄養士」の項目が改正され、「栄養士または管理栄養士」となった。
331	「栄養・口腔ケアに関する加算」表内	・栄養・口腔ケアに関する加算が改正され、「栄養マネジメント加算」「低栄養リスク改善加算」「口腔衛生管理体制加算」が削除され、新たに、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合について、「栄養マネジメント強化加算」が算定されることになった。

【第 3 編 福祉サービスの知識等】

14 訪問介護（393 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
397	11 行目	・新たに、それぞれのサービス事業所で専門的な認知症ケアを行った場合について、「認知症専門ケア加算」が算定されることになった。

15 訪問入浴介護および介護予防訪問入浴介護（399 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
401	「主な介護報酬」表内	・主な介護報酬について、清拭または（洗髪、陰部、足部等の洗浄の）部分浴の単位数が改正され、所得単位数の「100 分の 70」が「100 分の 90」となった。

16 通所介護（404 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
408	下から 4 行目	・利用者の栄養状態の確認・情報提供をした場合の「栄養スクリーニング加算」が改正され、口腔の健康状態または栄養状態のスクリーニングを行った場合の「口腔・栄養スクリーニング加算」となった。

17 短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護（411 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
414	「主な加算」表内	・緊急短期入所受入加算について、サービスの利用開始日から 7 日を限度とされていたが、家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には、14 日が限度となった。

21 夜間対応型訪問介護（431 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
433	8 行目	・新たに、それぞれのサービス事業所で専門的な認知症ケアを行った場合について、「認知症専門ケア加算」が算定されることになった。

23 認知症対応型通所介護（439 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
442	1 行目	・利用者の栄養状態の確認・情報提供をした場合の「栄養スクリーニング加算」が改正され、口腔の健康状態または栄養状態のスクリーニングを行った場合の「口腔・栄養スクリーニング加算」となった。

24 小規模多機能型居宅介護（444 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
448	下から 2 行目	・利用者の栄養状態の確認・情報提供をした場合の「栄養スクリーニング加算」が改正され、口腔の健康状態または栄養状態のスクリーニングを行った場合の「口腔・栄養スクリーニング加算」となった。

25 認知症対応型共同生活介護（450 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
453	17 行目	・利用者の栄養状態の確認・情報提供をした場合の「栄養スクリーニング加算」が改正され、口腔の健康状態または栄養状態のスクリーニングを行った場合の「口腔・栄養スクリーニング加算」となった。

26 地域密着型特定施設入居者生活介護（454 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
457	11 行目	・利用者の栄養状態の確認・情報提供をした場合の「栄養スクリーニング加算」が改正され、口腔の健康状態または栄養状態のスクリーニングを行った場合の「口腔・栄養スクリーニング加算」となった。

27 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（458 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
459	「人員に関する基準」表内	・人員基準の「栄養士」の項目が改正され、「栄養士または管理栄養士」となった。
462	3 行目	・栄養・口腔ケアに関する加算が改正され、「栄養マネジメント加算」「低栄養リスク改善加算」「口腔衛生管理体制加算」が削除され、新たに、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合について、「栄養マネジメント強化加算」が算定されることになった。

29 介護老人福祉施設（467 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
468	「人員に関する基準」表内	・人員基準の「栄養士」の項目が改正され、「栄養士または管理栄養士」となった。
471	4 行目	・ユニット型の介護老人福祉施設の概要について、ユニットごとの定員が「おおむね 10 人以下」とされていたのが改正され、「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないもの」となった。
473	「主な栄養・口腔ケアに関する加算」	・栄養・口腔ケアに関する加算が改正され、「栄養マネジメント加算」「低栄養リスク改善加算」「口腔衛生管理体制加算」が削除され、新たに、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合について、「栄養マネジメント強化加算」が算定されることになった。